

「八戸市こども家庭センター」の設置について

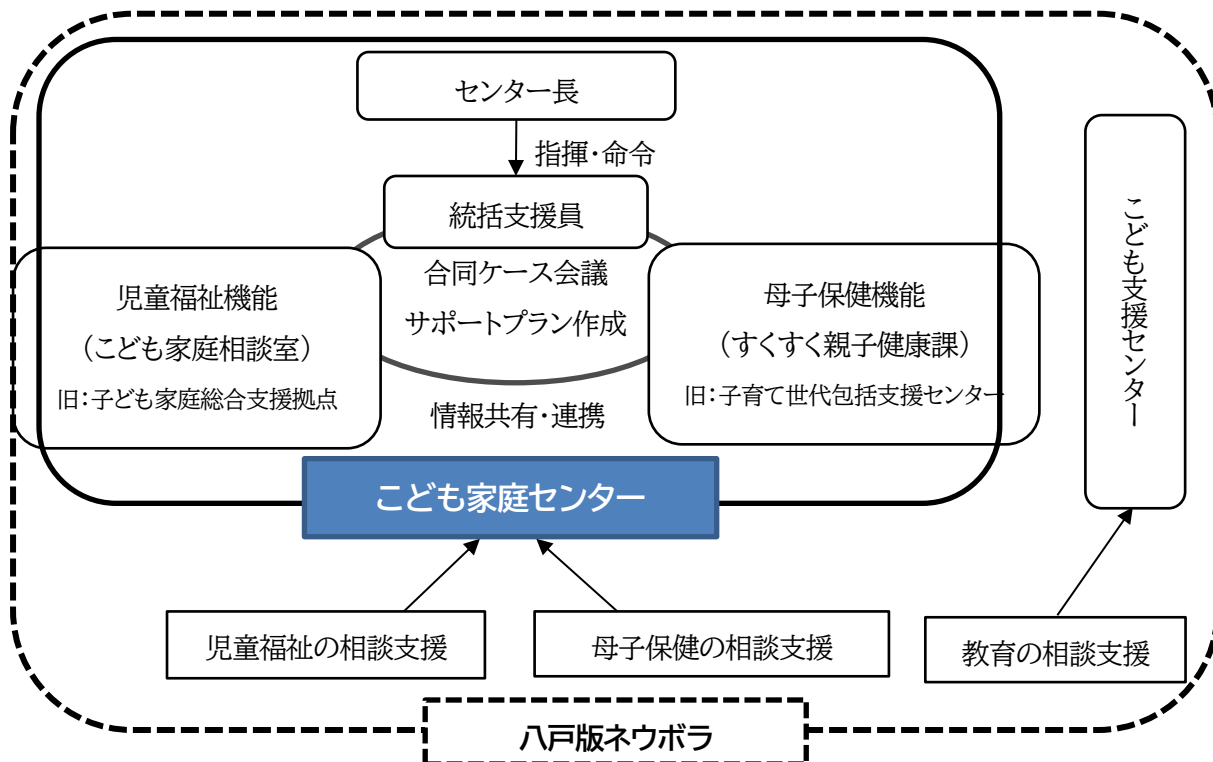
1. 経緯

令和4年6月改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的かつ包括的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を令和6年4月1日以降市町村の努力義務とした。

2. 主な業務内容

- ・従来の子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおける相談支援等業務
- ・児童福祉機能と母子保健機能の双方で協働・共有するための合同ケース会議の開催
- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓

3. 組織体制イメージ図



4. 設置場所

「こども家庭相談室」及び「すくすく親子健康課」

5. 設置日

令和6年4月1日